

〈 論 説 〉

原告適格と処分性

——判例法理の比較研究に向けての準備的考察

高木 英行

I. はじめに

行政事件訴訟法（以下「行訴法」）をめぐる論点として、原告適格（同9条）と処分性（同3条）がある。原告適格とは、ある行政処分について誰が取消訴訟（厳密には抗告訴訟）を通じて争うことができるかという問題である。処分性とは、ある行政活動が取消訴訟（厳密には抗告訴訟）を通じて争うことができるかという問題である。原告適格であれ処分性であれ、「訴訟要件」なので、これらを充足せねば原告の訴えは不合法となる。

原告適格が充たされるためには、その処分の取消しを求めることにつき、「法律上の利益」を有する者と認められねばならない（行訴法9条1項）。裁判所は、「法律上の利益」の有無の判断基準につき、「法律上保護された利益」説を採用してきた（以下適宜「原告適格公式」とも言及。最判昭和53年3月14日：民集32巻2号211頁等参照）。すなわち、係争処分の根拠となる法令の規定の趣旨・目的に基づいて、「法律上の利益」の有無を判断してきたのである⁽¹⁾。

この原告適格公式を機械的に当てはめると、事業者に対し出された施設設置等に関わる許可処分につき、たとえそれが違法な処分であったとしても、その処分の直接の名宛人ではない周辺住民に対しては、原告適格が認められないことになってしまう。なぜなら、一般論として、一定の要件を充たしている場合に許可処分を出す旨の根拠規定からは、その処分の直接の名宛人である事業者の利益が保護されているとは言えるとしても、その処分の第三者たる周辺住民の利益までも保護されているとは、容易には言い難いからである。その結果、

現代行政においてよく見られる三面関係（行政・事業者・住民）的な行政紛争に関して、適切な権利救済・紛争解決がもたらされないおそれが生じる。

他方で、処分性が認められる行政活動については、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」（最判昭和39年10月29日：民集18巻8号1809頁）、すなわち講学上の「行政行為（行政処分）」とされてきた（以下適宜「処分性公式」とも言及）。

この処分性公式を機械的に当てはめると、行政行為に該当しない行政活動に関して、処分性が認められないことになってしまう。しかし現代の行政活動では、行政計画や行政指導等、必ずしも行政行為によらない形で、市民に対し不利益をもたらす例も多い。こうした問題にも、適切な権利救済・紛争解決を与える必要がある。

伝統的に裁判所は、原告適格であれ処分性であれ、上記公式的な考え方を厳格に踏まえ、原告市民の訴えを不適法としてきた。しかし平成時代序盤から、原告適格を緩やかに解釈する最高裁判例が蓄積し始める。また平成時代中盤になると、原告適格拡大判例の判例法理が確立するとともに、平成16年行訴法改正を通じて実定法化した（行訴法9条2項）。そしてこの改正前後の時期から、今度は処分性を緩やかに解釈する最高裁判例が蓄積し始める。

このように、平成時代を通じて最高裁が緩やかに解釈してきた《原告適格及び処分性》に関する判例をめぐっては、これまでも学説上さかんに議論が費やされてきた。なかでも判例が採用する両訴訟要件の解釈手法について、「仕組み解釈」という表現を通じて統合的に理解する学説がある⁽²⁾。また、判例が両訴訟要件を判断するに際しての「考慮事項」において、共通性を示唆する見解もある⁽³⁾。

いずれも注目すべき議論動向である。しかし他方で、これら二つの議論が十分にかみ合わされて論じられていないのではないかと思われる。そこで本稿では、さしあたり、判例法理（判例理論）が立脚している、《一定の「考慮事項」を媒介として公式的考え方を柔軟に運用しようとする解釈手法》のことを「仕

組み解釈」と定義した上で、この解釈手法が原告適格拡大判例と処分性拡大判例を通じどのように用いられてきたのかについて考察する。

もっとも、処分性拡大判例における「仕組み解釈」に関しては、すでに筆者としてある程度研究してきたので⁽⁴⁾、本稿では正面から扱わない。むしろ本稿では、筆者として研究の蓄積がない、原告適格拡大判例における「仕組み解釈」を中心に検討を進める(Ⅱ)。その上で、両拡大判例について、仕組み解釈の見地から比較分析するとともに(Ⅲ)、その異同につき端緒的に検討する。そうすることで、原告適格と処分性に関する今後の総合的な判例研究に向けた「足掛り」を得たい(Ⅳ)。

Ⅱ. 原告適格拡大判例

以下Ⅱでは、「周辺住民の原告適格」が認められた7つの原告適格拡大判例に絞り検討する。こうして検討対象を限定する理由は、原告適格拡大に関する議論の多くを占めてきたのが「周辺住民の原告適格」問題⁽⁵⁾であり、また同問題に関する判例として7判例が中核的なことにある。さらに、前記「足掛り」を得るためには、最高裁の解釈手法(仕組み解釈)を浮かび上がらせ、それを認識することが重要であるところ、この目的達成のためには、さしあたり7判例を素材に検討することで十分だからである。

(1) 新潟空港事件(最判平成元年2月17日:民集43巻2号56頁)

飛行場周辺住民が定期航空運送事業免許(航空法100条、101条)取消訴訟を提起した。本判決は先例を参照しつつ⁽⁶⁾、「法律上の利益」を有する者(行訴法9条)に関し、次のように論ずる。「当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益をもつばら一般的公益の中に吸収解消させるととどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するということができる」⁽⁷⁾。

続けていわく。「当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規及びそれと目的を共通する関連法規の関係規定によって形成される法体系の中において、当該処分の根拠規定が、当該処分を通して右のような個々人の個別的利益をも保護すべきものとして位置付けられているとみることができるかどうかによって決すべきである。」

原告適格公式（法律上保護された利益説）に立ちながらも⁽⁸⁾、「根拠規定」（要件規定を含む。以下同じ）のみでなく、それを含む「法体系」をも手掛りに、法律上保護された利益（個別保護利益）の有無を判定する解釈手法である。以上の一般論を踏まえ本判決は、航空法1条の目的規定において、航空機の航行に起因する障害の防止を図ることが直接の目的とされており、同法改正の経緯からこの「障害」には航空機の騒音障害が含まれることを指摘する。また、定期航空運送事業の免許基準である、事業計画が経営上及び航空保安上適切であるかについての審査（同法100条、101条）に当たっては、同法1条に基づく騒音障害防止目的に沿うかの観点も踏まえらるべきことも指摘する。

さらに、事業改善命令（事業計画変更命令）の審査——公共の福祉を阻害する事実があるか（航空法112条）——において、航空機騒音障害も一つの要素として考慮されること、加えて運輸大臣は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（以下「航空機騒音障害防止法」）3条に基づき、騒音障害防止・軽減のために必要があるとき航空機の航行方法の指定権限を有するところ、同じく運輸大臣が行う「航空法」に基づく定期航空運送事業免許の審査でも、この関連法規（航空機騒音障害防止法）における航空機騒音障害防止の趣旨が踏まえらるべきことも指摘する。

かくして本判決は、「根拠規定」、「目的規定」、さらには同じ法律中並びに別の法律中の関連規定（以下「隣接規定」）からなる「法体系」を通じて、周辺住民につき航空機騒音によって著しい障害を受けない利益が個別的利益としても保護されているとの理由から、社会通念上同障害を受けることとなる周辺住民の原告適格を認めた⁽⁹⁾。

調査官解説⁽¹⁰⁾は、本判決が一般論において「目的を共通する関連法規の関係規定をも考慮すべき」としたのは、本来は航空法の中に入れ込むことも不可能ではない、航空機騒音障害防止法3条を、原告適格を肯定する根拠の一つとして用いるため必要だったからで、「必ずしも原告適格の有無を決する上での一般的な解釈手法を示したものではなく、これによって原告適格に関する従来の判例の考え方の枠組み自体を修正しようとする意図はない」と指摘する。むしろ同解説は、大阪空港訴訟(昭和56年12月16日:民集35巻10号1369頁)⁽¹¹⁾を現実的に克服するという司法政策(?)的な問題意識の下、この解釈手法が用いられた旨示唆する⁽¹²⁾。とはいえこの解釈手法は判例法理として確立していくことになる。

(2) もんじゅ事件(最判平成4年9月22日:民集46巻6号571頁)

原子炉周辺住民が原子炉設置許可処分(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律[以下原子炉等規制法]23条、24条)無効等確認訴訟を提起した。本判決は新潟空港事件が示した一般論に加え、「当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである。」との基準を示す。

その上で本判決は、原子炉等制法1条において原子炉災害防止等の目的が定められていることに触れるとともに、根拠規定において技術的能力要件並びに施設安全要件が設けられている(同法24条1項3号・4号)趣旨につき論ずる。その趣旨は、両要件が充たされていないと、「当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、右の者において所定の技術的能

力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある」。

さらに本判決は、両要件をめぐる審査に過誤、欠落があつて重大な原子炉事故が起こった場合、周辺住民が「その生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される」とし、両要件は「このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めている」ともいう。

以上を踏まえ、根拠規定は、「原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含む」とした。その上で、原告ら（本件原子炉から29～58km 範囲内の地域に居住）が上記範囲に属するとして原告適格を認めた。

本判決の解釈手法は、関連法律に配慮した新潟空港事件のそれと異なる。同事件と異なり、手掛りとなる関連法律が見出し得なかったのかもしれない⁽¹³⁾。もっとも本判決でも、新潟空港事件同様、目的規定（原子炉等規制法1条）に触れる。しかし新潟空港事件では、目的規定（航空法1条）が法体系の中心として明確に位置付けられ議論されていたのに対し、本判決ではこの点明確でない。目的規定に依拠するまでもなく、根拠規定の掘り下げで周辺住民の個別的利益に対する配慮が十分読み取れるとの判断からだろうか。

他方で本判決は被侵害利益への配慮を重視する。ただしこうした配慮はすでに新潟空港事件調査官解説でも示唆されている。そこでは、同判決が「航空機騒音障害防止の性質」をも手掛りとしたとの理解とともに、原子炉設置許可処分をめぐる下級審裁判例で、被侵害利益の性質・内容（周辺住民の生命・身体等）が根拠規定の解釈自体に反映されて、原告適格の有無が判断されている旨論じられていた⁽¹⁴⁾。

本判決の意義は、「当該処分の根拠をなす行政実体法規が保護しようとしている利益の内容、性質等に着目し、右法規の文言が多少抽象的、一般的なもの

であっても、それが設置許可に係る施設の危険性から周辺住民の生命、身体等の安全を保護する趣旨を含むと解し得る場合」、周辺住民の原告適格を認める⁽¹⁵⁾ことを正面から打ち出した点にある。こうした被侵害利益に配慮した解釈手法が、新潟空港事件の解釈手法とともに、その後の判例に受け継がれていく⁽¹⁶⁾。

（3）がけ崩れ事件（最判平成9年1月28日：民集51巻1号250頁）

開発許可（都市計画法29条）につき開発区域周辺住民が取消訴訟を提起した。本判決は新潟空港・もんじゅ両事件の判断基準を示した上、がけ崩れのおそれが多い土地に地盤改良や擁壁設置等の安全上必要な措置が講ぜられるよう設計が定められることを求める開発許可基準規定（都市計画法33条1項7号）に着目する。

同規定の趣旨を、上記土地につき「安全上必要な措置を講じないままに開発行為を行うときは、その結果、がけ崩れ等の災害が発生して、人の生命、身体等の安全等が脅かされるおそれがあることにかんがみ、そのような災害を防止するために、開発許可の段階で、開発行為の設計内容を十分審査し、右の措置が講ぜられるように設計が定められている場合にのみ許可をする」と読み解くとともに、「がけ崩れ等が起きた場合における被害は、開発区域内のみならず開発区域に近接する一定範囲の地域に居住する住民に直接的に及ぶことが予想される。」とする。

また本判決は、開発許可基準の技術的細目を定める政省令——都市計画法33条2項に基づく委任命令たる、都市計画法施行令28条や都市計画法施行規則23条・27条——で、がけ崩れ等を防止するため、開発許可に際し、がけ面、擁壁等に施すべき措置について具体的かつ詳細に審査すべき旨規定する点にも着目する。以上の理由から、根拠規定（都市計画法33条1項7号。同29条も参照）が、「がけ崩れ等による被害が直接的に及ぶことが想定される開発区域内外の一定範囲の地域の住民の生命、身体等の安全等」を個別的利益として保護しているとした⁽¹⁷⁾。

本判決は、隣接規定として《法規命令（委任命令）》にまで視野を広げ、個別保護利益性を認めた点で、新潟空港事件の解釈手法を押し進める。もっとも調査官解説⁽¹⁸⁾は、個別保護利益性の有無はあくまでも都市計画法自体の解釈により決すべきで、同法の下位法令（都市計画法施行令・同規則）の内容により左右されるべきでない并注意する。ただしこれら下位法令の内容は、同法の趣旨をうかがい知る手掛りとなり、また根拠規定の解釈を「補強」するともいう。

なお本判決は、都市計画法1条・2条の目的規定や理念規定では、周辺住民に係る個別保護利益性が読み取れないとする⁽¹⁹⁾。目的規定を重視した新潟空港事件、目的規定に配慮したもんじゅ事件と比べ特徴的である。

本判決は被侵害利益への配慮を重視する点では、もんじゅ事件の解釈手法を踏襲する⁽²⁰⁾。ただしもんじゅ事件では、「直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者」に個別保護利益性を認めたのに対し、本判決では、「直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者」に個別保護利益性を認める。

原子炉事故被害の潜在的範囲は広いことから、原告適格が広がりすぎないよう「重大」要件を付け加える必要があったのに対し⁽²¹⁾、がけ崩れ被害の潜在的範囲は狭いので、「直接」要件のみにとどまったものと思われる⁽²²⁾。もんじゅ事件の解釈手法に内在していた、原告適格の範囲を絞り込む論理を本判決が浮き彫りにしたと言えよう。

（４）林地開発許可事件（最判平成13年3月13日：民集55巻2号283頁）

ゴルフ場造成を目的とする開発許可（森林法10条の2）につき、開発区域周辺住民が取消訴訟を提起した。本判決は、これまでの最高裁の原告適格をめぐる判断基準を示した上、開発許可基準として、土砂災害のおそれ（同法10条の2第2項1号）、水害のおそれ（同1号の2）の両要件に着目する。両要件の趣旨が「森林において必要な防災措置を講じないままに開発行為を行うときは、その結果、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害が発生して、人の生命、身体の安全等が脅かされるおそれがあることにかんがみ、開発許可の段階で、開発行

為の設計内容を十分審査し、当該開発行為により土砂の流出又は崩壊、水害等の災害を発生させるおそれがない場合にのみ許可をする」と読み解く。また「この土砂の流出又は崩壊、水害等の災害が発生した場合における被害は、当該開発区域に近接する一定範囲の地域に居住する住民に直接的に及ぶことが予想される。」とする。

以上を踏まえ本判決は、根拠規定（両要件規定）が、「土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による被害が直接的に及ぶことが想定される開発区域に近接する一定範囲の地域に居住する住民の生命、身体の安全等」を個別的利益として保護していると判断した⁽²³⁾。

本判決は森林法1条の目的規定を参照しない。調査官解説は、同条が公益保護の観点からの規定であることをその理由とする⁽²⁴⁾。また本判決は隣接規定も参照しない。ただし調査官解説⁽²⁵⁾は、関係通達⁽²⁶⁾で災害防止設備の技術的基準がかなり具体的かつ詳細に定められていることに着目する。その上で、この通達内容によって森林法自体の解釈が左右されるものではないとしながらも、所轄行政庁による同法の解釈や運用方針等を知る手掛り、その意味では「間接的な参考資料」にはなると指摘する。

がけ崩れ事件調査官解説でも、法規命令に関わり同旨の指摘があった。また同判決理由中に法規命令への明示的な言及があった。これに対し本判決は、関係通達を判決理由中で言及していない。その理由として本判決調査官解説⁽²⁷⁾は、法規命令（委任命令）と行政規則（通達）の相違を示唆する。ともあれ建前上はともかく、実質上は行政規則をも考慮することを認めた点で、本判決は、新潟空港事件の解釈手法（関連法律への配慮）をがけ崩れ事件よりも、さらに一歩進めたと言えようか。

本判決は被侵害利益への配慮も重視する。調査官解説⁽²⁸⁾は、新潟空港・もんじゅ・がけ崩れ事件から、「処分の根拠法規の文言が多少抽象的一般的なものであっても、それが災害等の危険性から周辺住民の生命、身体の安全等を保護することにつながるものである場合には、生命、身体の安全といった法益の性質やその重大性にかんがみ」、個別保護利益性を認める「判断手法」を読み取

る。とくに同解説は、同じく「開発行為」が問題となった、がけ崩れ事件との「対比」を踏まえ、本件でも原告適格が認められると論ずる⁽²⁹⁾。

原告適格の範囲の絞り込みに関しても、「土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者」というように、がけ崩れ事件同様、「直接的な」被害のみを挙げており、重大性をも課したもんじゅ事件とは異なる⁽³⁰⁾。

本判決により、被害の潜在的範囲（予想される範囲）と被害の深刻度（求められる程度）を相関的に考慮しつつ、原告適格の範囲を（あまりにも広がりすぎないように）調整する裁判所の姿勢が確立したのではないか。その意味でも本判決は、がけ崩れ事件を推し進めたと理解しうる。

（５）総合設計許可事件（最判平成14年1月22日：民集56巻1号46頁）

地上22階建てのタワーを有するオフィスビル（最高の高さ110.25m）等の建築目的のために出された総合設計許可（建築基準法59条の2第1項）につき、周辺地域の建築物——オフィスビルから直線距離で13.5mないし127.5mの範囲——に居住し又はこれを所有する者が取消訴訟を提起した⁽³¹⁾。

本判決は原告適格をめぐる判断基準を踏まえつつ、容積率制限（同法52条）、高さ制限（同法55条及び56条）に着目する。両制限規定は、建築物の敷地上に適度な空間を確保することで、当該建築物及びこれに隣接する建築物等における日照、通風、採光等を良好に保つ趣旨のほか、火災その他の災害が発生した場合の延焼等の危険を抑制する目的も含むとする。

総合設計許可は、必要な空間を確保するなど一定の要件が充たされる場合に上記制限を例外的に緩和し、大規模建築物の建築を可能にする。根拠規定（建築基準法59条の2第1項）において必要な空間を確保するとの要件が課せられているのは、上記制限規定の趣旨・目的をも考慮するなら、快適な居住環境の確保のほか、「地震、火災等により当該建築物が倒壊、炎上するなど万一の事態が生じた場合に、その周辺の建築物やその居住者に重大な被害が及ぶことがないようにするため」でもある。

以上に加え、建築基準法1条が建築物の敷地、構造等に関する最低基準を定め国民の生命、健康及び財産の保護を図ることなどを目的とすることにもかんがみれば、根拠規定は、「当該建築物の倒壊、炎上等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物についてその居住者の生命、身体の安全等及び財産としてのその建築物」を個別的利益として保護する趣旨を含むとする。その上で原告らの建築物は、いずれも「本件建築物が倒壊すれば直接損傷を受ける蓋然性がある範囲内にある」として、原告適格を認めた。

本判決は、目的規定を重視する点で、がけ崩れ事件や林地開発許可事件よりも、新潟空港事件を想起させる。また両事件では、隣接規定として法規命令や行政規則を参考にしながらも、直接的には根拠規定の解釈を通じて個別保護利益性を認めていた。他方で本判決は、隣接規定として「法律」規定（両制限規定）に着目する。

本判決は、建築基準法第3章の規定（52条、55条及び56条を含む）から、「隣地同士で相互に一定の空間を確保することを基本とし、その空間が組み合わされ累積していくことにより、一帯につき上記のような空間、避難経路を確保して火災等による災害の拡大を防止することを企図し、もって、国民の生命、健康及び財産の保護」⁽³²⁾を図る、災害防止の目的・趣旨を読み取るとともに、この目的・趣旨を《制限の例外》たる根拠規定に読み込む⁽³³⁾。

調査官解説では、こうした根拠規定に直接見当たらない目的・趣旨を隣接規定から根拠規定へ持ち込む解釈手法が、根拠規定を掘り下げて解釈して——下位法令等を参照しながらも——目的・趣旨を読み解いた、がけ崩れ事件や林地開発許可事件（さらにはもんじゅ事件）とは異なる旨強調する⁽³⁴⁾。とはいえ新潟空港事件も、根拠規定たる航空法101条だけでは読み取れなかった騒音障害防止の目的・趣旨を、隣接規定たる航空機騒音障害防止法3条から持ち込んでいる。

本判決は被侵害利益への配慮をも重視する点で、もんじゅ事件の解釈手法に類する。しかし本判決では、「建築物の敷地上に平面的にも立体的にも必要と

される空間を確保することにより、相互に隣接し、あるいは周辺の一定範囲内に位置するという関係にあるがゆえに一種の運命共同体的な関係にある他の建築物の居住者、所有者の具体的利益の保護⁽³⁵⁾が問題となっている。財産権をも個別保護利益性の対象としたことも含め⁽³⁶⁾、周辺住民の生活利益の性質において、もんじゅ事件を含む従来⁽³⁷⁾の判例よりも複雑な面は否定しえない⁽³⁷⁾。

原告適格の範囲の絞り込みについては、「総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者」ということで⁽³⁸⁾、「直接」要件のみにとどまる。がけ崩れ事件や林地開発許可事件に類するもので、建物倒壊等の被害の潜在的範囲が（少なくとも、もんじゅ事件のそれよりは）狭いからであろう。

かくして本判決は、平成16年行訴法改正の直前のタイミングで、新潟空港事件の解釈手法（関連法律への配慮）と、もんじゅ事件の解釈手法（被侵害利益への配慮）とを踏まえ、原告適格を肯定した点で、改めて留意されるべき判例と言えよう⁽³⁹⁾。そして平成16年行訴法改正によって、両解釈手法を「考慮事項」として明文規定化したのが、行訴法9条2項⁽⁴⁰⁾である。

この条文によれば、周辺住民の生活利益につき法律上の利益の有無を判断するに当たっては、大きく言って、①「当該法令の趣旨及び目的」と、②「当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質」の両者を「考慮」することが求められる。その上で①の考慮に当たっては、③「当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的」を「参酌」し、②の考慮に当たっては、④「当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度」を「勘案」することが求められる。大雑把に言うなら、①と③が新潟空港事件を受けた考慮事項、②と④がもんじゅ事件を受けた考慮事項と整理できる⁽⁴¹⁾。以下①～④を指して第1～第4考慮事項と言及する。

（6）小田急訴訟（最判平成17年12月7日：民集59巻10号2645頁）

鉄道の連続立体交差化を目的とする都市計画事業認可（都市計画法59条2項）

につき、周辺住民が取消訴訟を提起した⁽⁴²⁾。本判決は、従来の最高裁の判断基準、またそれを明文規定化した行訴法9条2項を踏まえた上で、認可基準を定める都市計画法61条1号に着目する。

この根拠規定(同59条2項も参照)は、都市計画事業につき都市計画への適合性を求める。同規定に関わって、都市計画法の目的(1条)、理念(2条)、都市計画の公害防止計画への適合性(13条1項柱書き)、都市計画案作成に当たっての公聴会の開催等の措置(16条1項)、都市計画案に対する関係市町村の住民及び利害関係人による意見書提出の機会(17条)もある。本判決は都市計画法13条1項柱書きに焦点を当てるとともに、同規定の隣接規定として、公害対策基本法における公害防止計画をめぐる諸規定を参照する⁽⁴³⁾。

これらの規定が、「相当範囲にわたる騒音、振動等により健康又は生活環境に係る著しい被害が発生するおそれのある地域について、その発生を防止するために総合的な施策を講ずることを趣旨及び目的とする」と解するとともに、都市計画法13条1項柱書きを通じて、「都市計画の決定又は変更に当たっては、上記のような公害防止計画に関する公害対策基本法の規定の趣旨及び目的を踏まえて行われることが求められる」とする。

同じく都市計画法13条1項柱書きの隣接規定として、東京都環境評価条例の諸規定も挙げる⁽⁴⁴⁾。これら諸規定は、「都市計画の決定又は変更に際し、環境影響評価等の手続を通じて公害の防止等に適正な配慮が図られるようにすることも、その趣旨及び目的とする」⁽⁴⁵⁾。

以上公害対策基本法や東京都環境影響評価条例への論及は、行訴法9条2項との関連で言うなら、都市計画法と「目的を共通にする関係法令」の位置づけとなる⁽⁴⁶⁾。加えて本判決は根拠規定の隣接規定として、都市計画法66条にも着目する。認可の告示があったとき施行者は、事業の概要につき事業地及びその付近地の住民に説明し、意見聴取等を通じ事業施行に協力が得られるように努めなければならないとの規定である。

以上本判決は、根拠規定(都市計画法59条2項、61条1号)、その隣接規定(都市計画法13条1項柱書き、66条)、そのまた隣接規定(都市計画法13条柱書きとの

関係での公害対策基本法や東京都環境影響評価条例)といったように、《芋づる式》に関連法律を参照する⁽⁴⁷⁾。

他方本判決は、違法な都市計画決定を基礎に都市計画事業認可がされた場合、その事業地周辺の一定範囲の地域に居住する住民に、騒音、振動等による被害が生じ、その被害を反復、継続して受けた場合には健康や生活環境に係る著しい被害にも至りかねないとする。

調査官解説⁽⁴⁸⁾は、「周辺住民の生活環境に係る利益」についても個別保護利益性が認められる場合があることを明らかにした点で注目すべきという⁽⁴⁹⁾。本稿では検討しないが、同じく周辺住民の生活環境利益に関して個別保護利益性を認めなかった、サテライト大阪事件（最判平成21年10月15日：民集63巻8号1711頁）⁽⁵⁰⁾との関連で、さらなる検討の必要がある⁽⁵¹⁾。

原告適格の範囲の絞り込みにつき、本判決は、「都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」とする。その上で、東京都環境影響評価条例2条5号の「関係地域」として定められている地域に居住する原告らにつき、「著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」と認定しうる⁽⁵²⁾として、原告適格を認めた⁽⁵³⁾。

「直接」要件のみ（がけ崩れ事件、林地開発許可事件、総合設計許可事件）でもなければ、「重大」要件の付加がある（もんじゅ事件）わけでもなく、「著しい」との表現の付加がある。騒音等被害の潜在的範囲について、〈放射能被害より狭いが延焼等被害より広い〉ことを踏まえた中間的な《歯止め》と言えようか⁽⁵⁴⁾。また「関係地域」による線引きについても、「原告適格の有無の判断が訴訟の入口の段階における問題にすぎないことを考慮した」「画一的かつ簡明な手法」として、理解されている⁽⁵⁵⁾。

かくして小田急訴訟は、新潟空港事件及びもんじゅ事件が開拓し、総合設計許可事件に至って判例法理として確立し、さらには平成16年行訴法が明文規定化した考慮事項（関連法律への配慮+被侵害利益への配慮）に基づく「仕組み解釈」を精緻な形で行った事例と言える。しかし精緻であるがゆえに、逆に原告

適格の有無の判断にあたって、ここまで複雑な解釈作業が必要なのが問題と
なってくる。

例えば本判決の町田顕裁判官補足意見は、原告適格公式、すなわち現在の
「法律上保護された利益」説に基づく判例法理の下では、「根拠法規がいかなる
権利、利益を保護しているのかは一義的に明白でない場合が少なくなく」、「そ
の解明に時間と手間を要するため訴訟遅延の一因となり、また権利、利益の侵
害があっても救済されない場合があることを認めることにより取消訴訟の役割
を狭めるとの批判が寄せられることとなる可能性もある。」と指摘する。

その上で、「原告適格の要件としては当該処分により必然的に権利、利益を
侵害されることだけで足りることとし、侵害される権利、利益が実体法上認め
られず、根拠法規が特に保護しているような場合にのみ根拠法規の保護の性質
を検討するというのも考えてみる価値はありそうである。」と指摘する⁽⁵⁶⁾。

ここで問われているのは、もっぱら新潟空港事件の解釈手法の精緻化の限
界、とりわけ隣接規定から根拠規定へと《芋づる式》に論証する作業の問題性
であろう⁽⁵⁷⁾。もっともこの点、すでに新潟空港事件調査官解説⁽⁵⁸⁾も、同事件の
「理由付けはかなり詳細なものであり、一般にこのような骨の折れる検討を経
たのちでなければ、取消訴訟の原告適格の有無を決しえないというのであれ
ば、行政訴訟にとって不幸なこと」と指摘するとともに、「取消訴訟の原告適
格の窓口を少し広げる方向で、しかもその有無を区分けする単純明快な基準が
確立されることが期待される」と述べていた。

（7）産廃処分業許可事件（最判平成26年7月29日：民集68巻6号620頁）

産業廃棄物（以下「産廃」）最終処分場（以下「処分場」）を事業の用に供する
施設としてされた、産廃処分業及び特別管理産廃処分業（以下併せて「処分業」）
許可処分等につき、処分場周辺住民が無効確認訴訟等を提起した。

本判決は、従来の最高裁の判断基準及び行訴法9条2項を踏まえた上で、目
的規定（廃棄物処理法1条）の「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」に着目
する。また処分業につき許可制が採られ（同法14条6項、14条の4第6項）、そ

の要件として、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確かつ継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合することを指摘する（同法14条10項1号、14条の4第10項1号）。この基準は廃棄物処理法施行規則で具体的に定められている（同規則10条の5、10条の17）。

本判決は、上記《処分業許可》要件のみならず、処分場《設置許可》要件にも着目する。すなわち廃棄物処理法は、後者の要件として、産廃処理施設の設置計画が（環境省令で定める）技術上の基準に適合していること（15条の2第1項1号）、その施設の設置及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全につき適正に配慮されていること（同2号）を定める⁽⁵⁹⁾。そして、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令は、有害な物質の流出や浸出等を防止するための設備を設け、必要な措置を講ずべきこと等を定める。

これらのことから、《設置許可》要件の判断に際し、「周辺地域の生活環境の保全」の観点からもその審査を要すると解しうるところ、同じ必要は《処分業許可》要件の判断に際しても言えるとする⁽⁶⁰⁾。

加えて、①処分業許可に生活環境の保全上必要な条件を付しえ（廃棄物処理法14条11項、14条の4第11項）、条件違反の場合に許可を取消しうる（同法14条の3第3号、14条の3の2第2項、14条の6）、②設置許可申請に際し環境影響調査報告書の添付が求められる（同法15条3項）⁽⁶¹⁾、③環境基本法で、相当範囲にわたる大気・土壌汚染、水質汚濁、悪臭等によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを「公害」と定義し（同法2条3項）、公害防止のための必要な規制措置を講ずべき旨定められている（同法21条1項1号）ことなどにも着目する。

かくして本判決は、根拠規定（廃棄物処理法14条、14条の4）、その隣接規定（同法15条の2、14条11項の許可条件等）、そのまた隣接規定（同法15条の3の環境影響調査報告書や環境基本法の関連規定）といったように、《芋づる式》に関連法律を参照することで、生活環境保全への配慮を処分業許可の要件として読み込む⁽⁶²⁾。小田急訴訟を彷彿させる、のみならず法規命令まで参照する点で、が

け崩れ事件をも想起させる。

小田急訴訟との類似は、本判決の被侵害利益への配慮にも言える。本判決は、処分場設備に不備や欠陥があって、有害な物質が排出された場合、大気・土壤汚染、水質汚濁、悪臭等が生じ、周辺住民の生活環境が害されるおそれがあるばかりではなく、その健康に被害が生じ、ひいては生命、身体に危害が及ぼされるおそれがある旨論ずる⁽⁶³⁾。

原告適格の範囲の絞り込みに関しても、「最終処分場から有害な物質が排出された場合にこれに起因する大気や土壤の汚染、水質の汚濁、悪臭等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」とする。その上で、環境影響調査報告書において調査対象とされた地域に居住する原告らにつき、「著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」と認定しうるとして、原告適格を認めた。

「著しい」との文言の趣旨につき、調査官解説は、大気・土壤汚染、水質汚濁、悪臭等に起因する「健康又は生活環境に係る被害」には重大なものから軽微なものまで様々な程度が含まれうるから、個別保護利益性を認めるためには、その被害の程度が「著しい」と言える程度でなければならないと指摘する⁽⁶⁴⁾。また同解説は、「著しい」という文言が、「重大な」よりは被害の程度が軽いことを示すと述べるとともに⁽⁶⁵⁾、「直接的」・「著しい」・「重大な」との文言を用いて原告適格の範囲を絞り込む、従来の原告適格拡大判例の判示内容を分析している⁽⁶⁶⁾。

ともあれ本判決では、原告適格の範囲の絞り込みに当たって、「著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」との基準を提示する点⁽⁶⁷⁾、また具体的な線引きに当たって、環境影響調査報告書に係る調査対象地域を「重要な考慮事情」とすることで、「より簡明に」原告適格の有無の判断が行われるよう心掛ける点⁽⁶⁸⁾で、小田急事件に類似する。

かくして本判決は、下位法令等とともに、関連法律にも配慮した《芋づる式》の解釈手法を採用することで、【関連法律】に係る仕組み解釈の精緻化を、また被侵害利益として生活環境の利益を正面から認めるとともに、「著し

い」との表現を通じて原告適格の範囲を絞り込むことで、【被侵害利益】に係る仕組み解釈の精緻化を図っている。

本判決は、新潟空港事件ともんじゅ事件のそれぞれの解釈手法を推し進めた小田急訴訟のさらなる展開として位置付けられる。またそうであるがゆえに、小田急訴訟でも問題となった仕組み解釈の限界についても改めて浮き彫りにしている。

Ⅲ. 若干の考察

(1) 原告適格拡大判例における仕組み解釈

以上の検討から、原告適格拡大判例における仕組み解釈として二つの論法が浮かび上がる⁽⁶⁹⁾。一つは《関連法律に配慮する論法》⁽⁷⁰⁾である。行訴法9条2項では、第3考慮事項を踏まえての、第1考慮事項に当たる。係争処分の根拠規定のみならず、これを中心とする「法体系」を通じ、「処分要件」⁽⁷¹⁾として周辺住民の利益が個別的に保護されているかに着目する⁽⁷²⁾。法体系は、「根拠規定」のほか、「目的規定」や「隣接規定」も含む。

目的規定を手掛りとするか否か、するとしてどこまでするかは事例ごとに異なる⁽⁷³⁾。隣接規定として、下位法令等、具体的には法規命令（委任命令）の内容を明示的に考慮するのみならず、行政規則（通達）の内容にも黙示的に配慮する向きもある⁽⁷⁴⁾。学説上「下剋上の解釈」との批判もされてきた一方⁽⁷⁵⁾、原告適格を肯定する方向でのみ行政の運用基準を参照することを認める見解もある⁽⁷⁶⁾。

下位法令等の方向（タテ方向）⁽⁷⁷⁾に加え、関連する法律や条例の方向（ヨコ方向）でも議論の精緻化が図られてきている。根拠規定から隣接規定へ、その隣接規定からそのまた隣接規定への《芋づる式》の読み込み作業である。ただこうした精緻化を極めることが、原告適格という「訴訟の入口」段階での判断作業としてどこまで妥当なのか、疑問もある⁽⁷⁸⁾。

もう一つは《被侵害利益に配慮する論法》である⁽⁷⁹⁾。行訴法9条2項では、第4考慮事項を踏まえての、第2考慮事項に当たる。係争処分が違法であった

場合に侵害される利益の性質や、その利益が侵害されるおそれの程度から、個別保護利益性を判定する論法である⁽⁸⁰⁾。「考慮されるべき利益の内容を確定する際に、具体的な不利益を念頭に置いて裏からの検証」をも求める解釈手法⁽⁸¹⁾、あるいは、「一種の逆流解釈」⁽⁸²⁾と理解されてきた⁽⁸³⁾。

判例は、生命・身体・安全・健康といった人格的利益の中核にかかわる利益に関して——また場合によっては財産権⁽⁸⁴⁾に関して——原告適格を認めてきた一方⁽⁸⁵⁾、地域における善良な風俗環境や自然環境・景観の維持などの利益に関して、原告適格を認めてきていない⁽⁸⁶⁾。学説ではこうした動向に批判も根強く⁽⁸⁷⁾、集団的に共有される被侵害利益について、「共同利益」⁽⁸⁸⁾や「凝集利益」⁽⁸⁹⁾といった概念を構築すること⁽⁹⁰⁾——いわゆる「中間的利益」論⁽⁹¹⁾——で、さらなる展開を模索している⁽⁹²⁾。

原告適格の範囲の絞り込みに関して、判例は、「直接」、「著しい」、「重大な」といった表現により、被害の潜在的範囲（予想される範囲）と被害の深刻度（求められる程度）を相関的に考慮しつつ、（あまりにも広がりすぎないように）絞り込もうとしてきた。もっとも、各原告につき原告適格の有無を個別に判定する際には、事実認定が介在せざるを得ず、この作業に時間やエネルギーを費やすことが、「訴訟の入口」段階での判断作業として、どこまで妥当なのか疑問もある⁽⁹³⁾。

もちろん環境影響評価の手続対象地域など、法令上の規定を手掛りとした概括的判断を取り入れる向きもある⁽⁹⁴⁾。しかし当該規定を手掛りとすることの妥当性⁽⁹⁵⁾のほか、概括的判断では掬い取れない個別的な判定のあり方⁽⁹⁶⁾をめぐって、さらなる議論の余地がある。

かくして、原告適格拡大判例における仕組み解釈の内容をめぐっては、平成16年行訴法改正を経た今日に至るも⁽⁹⁷⁾、様々な点からの議論の余地がある⁽⁹⁸⁾。もっとも本稿では、これらに関しては検討を保留することとし、以下原告適格拡大判例の「仕組み解釈」に関して、処分性拡大判例の仕組み解釈との比較を通じて考察を深めるにとどめたい。

（２）原告適格拡大判例と処分性拡大判例

処分性拡大判例における「仕組み解釈」に関しては、別稿で次のように明らかにした。「最高裁は、処分性公式を踏襲しながらも、係争活動の根拠規定の解釈のみからでは判断が難しい場合においては、根拠法令又は関係法令の中に見出されうる、当該活動に《後続する行政行為》や《類似する行政行為》との関係を考慮するとともに、当該活動をめぐって求められる、《実効的な権利救済》や《実効的な紛争解決》のあり方をも考慮して、その処分性の有無を判断しているのではないか」⁽⁹⁹⁾

原告適格拡大判例では、根拠規定を中心に目的規定や隣接規定（下位法令等や関連法律も含む）が幅広く参照され——ただし行訴法9条2項との関係で言えば、あくまでも「目的を共通にする関係法令」という条件の下ではあるが⁽¹⁰⁰⁾——、「法律上の利益」要件が裏付けられるという議論であった。これに対し処分性拡大判例では、係争行政活動と類似するあるいは後続する行政行為との関連で「法的効果」要件が裏付けられるという議論である。

処分性と原告適格とで、【関連法律参照論法】という点で共通する。もっとも参照の仕方は、それぞれの論点の性質から異なる。一方は、関連法律に何らかの周辺住民の「利益」を個別的に保護する手掛りがないかを模索する。他方は、関連法律に係争活動の「権力」的な性質（行訴法3条）——相手方市民の権利義務を直接具体的に変動させるという意味での権力性——を示唆する手掛りがないかを模索する。こうした関連法律参照論法は、原告適格公式であれ処分性公式であれ、その基礎をなす「制定法準拠主義」⁽¹⁰¹⁾について、その「制定法」の枠組みを拡大することを通じて、裁判所なりに緩和した解釈手法であると考えられる。

つぎに原告適格拡大判例では、《被侵害利益に配慮する論法》として、原告適格が認められなかったらとの「仮定」が置かれるとともに、その場合に原告に生じ得る被害や態様が「想定」され⁽¹⁰²⁾、それを手掛りに「法律上の利益」が認められていた。これに対し処分性拡大判例でも、処分性が認められなかったらとの「仮定」が置かれるとともに、その場合に権利救済や紛争解決上生じ

得る不合理な帰結が「想定」され、それを手掛りに「法的効果」が認められていた。

処分性拡大判例に関する後者の論法の特徴に関して、筆者は【ある種の思考実験を伴う背理法的論法】と分析してきた⁽¹⁰³⁾。この分析は少なからず原告適格拡大判例にも当てはまるように思われる。現に行訴法9条2項の第4考慮事項に関わって⁽¹⁰⁴⁾、その含意が「思考実験」にあることは、他の論者によっても指摘されてきた。

例えばある論者⁽¹⁰⁵⁾は、行訴法9条2項の第2・第4考慮事項について、「処分が違法に行われた場合にどのような利益がどの程度害されるかについて思考実験を行い、その結果から『当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質』の把握に至ることを求める。これにより、思考実験によって想定された侵害される利益の重大性や侵害の程度からすれば、この利益が処分法令によって個別的に保護されていると解釈すべきであるという理路を辿ることを可能にした。」⁽¹⁰⁶⁾と指摘する⁽¹⁰⁷⁾。

こうした指摘を踏まえつつ、また別稿で示した処分性をめぐる〈背理法的論法〉⁽¹⁰⁸⁾との論証構造上の共通性を探ると、若干迂遠ではあるが、以下のような議論として構成しうるのではないか（以下とくにもんじゅ事件を念頭に置く）。

(A) 論証すべき命題：原告適格を拡大せねば（＝周辺住民に原告適格を認めねば）、違法処分により（周辺住民が）重大な不利益（法律により個別的に保護された利益の侵害）を受けるおそれがある。

(B) 仮定として、(A) 命題の否定：「原告適格を拡大せねば、違法処分により重大な不利益を受けるおそれがある。」というわけではない。すなわち、原告適格を拡大せずとも、違法処分により重大な不利益を受けるおそれはない（と仮定する）。

(C) そうすると、(B) 命題と矛盾する事態の発生：原告適格を拡大せねば、違法処分が是正されないことになる。なぜなら、違法処分を出した行政庁自ら違法である旨を認めて職権取消しをすることなどほとんど考えられないし、いわんや違法処分により利益を受けている直接の処分名宛人が自らその処分の取

消しを求め取消訴訟を起こすことも考えられないからである。

また、このように違法処分が「野放し」になる結果として、原子炉事故等により、周辺住民たる原告らにおいて放射能被害等の不利益を受けるおそれが生ずる⁽¹⁰⁹⁾。そして当該不利益は、社会通念上重大な不利益に該当する（とともに、この種の不利益は法律により個別的に保護されていると解すべきである）。

以上の事態は、原告適格を拡大せずとも、違法処分により重大な不利益を受けるおそれはないとした「仮定」に矛盾する。

(D) ゆえに、(A) 命題が妥当である。

かくして、処分性拡大判例であれ原告適格拡大判例であれ、いずれも【ある種の思考実験を伴う背理法的論法】を採用している点でも共通する。もっとも想定の方針に関しては、それぞれの論点の性質から異なっている。処分性拡大判例では権利救済・紛争解決の実際的帰結から、原告適格拡大判例では利益侵害の実際的帰結からというように。

IV. むすびにかえて

本稿では、処分性・原告適格両拡大判例を通じて、【関連法律参照論法】と【ある種の思考実験を伴う背理法的論法】とが仕組み解釈の共通要素となっている一方、それぞれの論点の性質から、関連法律の参照の仕方や想定される結果の考慮の仕方において、異なる点もあることを確認した。

別稿において、処分性拡大判例の両論法に関わって、係争活動につきその根拠規定から窺える法的性質に着目し、「処分性公式」を当てはめて処分性の有無を判断する、直接的な論証アプローチではない、むしろ処分性公式の当てはめの形はとりながらも、両論法を駆使し、関連法規や利害対立に係る諸事情を読み込んで処分性の有無を判断する、間接的な論証アプローチであると論じた⁽¹¹⁰⁾。

この点、本稿で検討してきた原告適格拡大判例の両論法に関わっても言える。すなわち原告適格拡大判例は、根拠規定から窺える法律上保護された利益に着目し、原告適格公式を当てはめて原告適格の有無を判断する、直接的な論

証アプローチではない、むしろこうした「原告適格公式」の当てはめの形はとりながらも、両論法を駆使し、関連法律や被侵害利益に係る諸事情を読み込んで原告適格の有無を判断する、間接的な論証アプローチである。

かくして本稿の検討から、処分性拡大判例であれ原告適格拡大判例であれ、「仕組み解釈」として論じられている解釈手法の特徴が、この「間接論証アプローチ」にあることが浮かび上がった。そして、両拡大判例に通ずるこのアプローチは、「法律上保護に値する利益」説⁽¹¹¹⁾や「形式的行政処分」論⁽¹¹²⁾といった、(伝統的な公式的考え方に対抗する)有力な対抗学説の「問題意識」を裁判所なりに(伝統的な公式的考え方を放棄することなく)取り入れたものと考えられる⁽¹¹³⁾。

以上、処分性拡大判例と原告適格拡大判例との異同を仕組み解釈という見地から検討してきた。しかしこれはあくまでも端緒的な考察に過ぎない。例えば処分性に関しては、「法的効果」をめぐってのみならず、「法的根拠」や「法的権限」をめぐっても議論がある⁽¹¹⁴⁾。とくに法的根拠をめぐって、下位法令等の内容を参照にする解釈手法⁽¹¹⁵⁾が指摘されており、この議論と、原告適格の《関連法律参照論法》とをどのように接続させて理解すべきかが問題となろう。

また本稿では、サテライト大阪事件も含め原告適格を否定する最高裁判例を正面から検討していないほか、近年の下級審裁判例の動向も検討していない。さらに、原告適格と処分性の関係性をめぐってはこれまでも様々な学説の議論の蓄積があるが⁽¹¹⁶⁾、そういった議論動向についても本稿では検討していない。こうした判例学説の動向を踏まえつつ、原告適格と処分性に共通する仕組み解釈につき、行訴法3条の「公権力の行使」や同法9条の「法律上の利益」の解釈のあり方、さらに裁判所法3条の「法律上の争訟」との関係でどのように議論できるのかといった点を含め、今後研究していくこととしたい。

注

- (1) これに対し、対抗学説として提唱されてきた「法律上保護に値する利益」説は、法の趣旨や解釈にとらわれることなく、原告の受ける不利益の内容や程度といった《利害の

原告適格と処分性〔高木 英行〕

実態〕に着目して、その利害が裁判を通じて保護するに値するか否かという観点から、個別の紛争事案ごとに「法律上の利益」の有無を判断する。代表的な論者として、原田尚彦『行政法要論（全訂第7版：補訂2版）』（学陽書房、2012年）392頁以下等参照。両説の比較検討につき、宇賀克也『行政法概説Ⅱ（第6版）』（有斐閣、2018年）187頁以下等も参照。

- (2) 橋本博之『行政判例と仕組み解釈』（弘文堂、2009年）や同『行政法解釈の基礎』（日本評論社、2013年）109頁以下等参照。
- (3) 高橋滋『行政法（第2版）』（有斐閣、2018年）340頁や亙理格『行政行為と司法的統制』（有斐閣、2018年）171頁等参照。
- (4) 拙稿「処分性判断における仕組み解釈」法時90巻8号（2018年）48頁以下等参照。
- (5) 問題の位置づけにつき、本多滝夫「原告適格」岡田正則ほか編『判例から考える行政救済法（第2版）』（日本評論社、2019年）31頁以下等参照。
- (6) 主婦連ジュース事件（最判昭和53年3月14日：民集32巻2号211頁）と、長沼ナイキ事件（最判昭和57年9月9日：民集36巻9号1679頁）を引用する。これらの先例——伊達火力発電所事件（最判昭和60年12月17日：判時1179号56頁）も——と本判決との関係につき、岩淵正紀「判解」最判解説民平成元年度31頁以下等参照。
- (7) 小早川光郎「抗告訴訟と法律上の利益・覚え書き」成田頼明先生古稀記念論文集『政策実現と行政法』（有斐閣、1998年）46頁以下は、判例の考え方（法律上保護された利益説）が三つの要件からなると説明する。①「不利益要件」は、「当該処分が原告にとって不利益なもの、すなわち原告の一定の利益に対する侵害を伴うものであること」。②「保護範囲要件」は、「その利益が、当該処分に関する法令で保護されている利益の範囲に含まれるものであること」。③「個別保護要件」は、「当該法令による保護が、原告ら個別関係者の利益を、単にその法令によって保護される公益の一部として位置づけるのではなく、公益とは区別して個別かつ直接に保護するものであること」。小早川光郎『行政法講義 下Ⅲ』（弘文堂、2007年）256頁以下も参照。

この説を含め原告適格要件論に関しては、様々な議論があり興味深い。例えば中川丈久「続・取消訴訟の原告適格について」滝井繁男先生追悼論集『行政訴訟の活発化と国民の権利重視の行政へ』（日本評論社、2017年）287頁以下や、神橋一彦「原告適格にお

ける個別的保护利益性」法時90巻8号（2018年）43頁以下のほか、高橋滋ほか「討議のまとめ」論ジュリ8号（2014年）81頁以下等参照。

もっとも、仕組み解釈という見地から判例法理を内在的に分析する本稿の趣旨からして、本稿では検討しきれない問題なので、今後の検討課題としたい。上掲小早川論文50頁注（6）では、原告適格判例を通じて、「保護範囲要件および個別保護要件の判断にあたっての法令解釈のスタイルの軟化ともいうべき傾向」を指摘する一方、この点に関しては取り上げないとして議論を進めている。本稿では、むしろ《この点》のほうを取り上げて分析するという趣旨である。

- (8) 岩淵・前掲注（6）31頁以下等参照。
- (9) もっとも本判決では、原告適格が認められた一方、原告の主張する違法事由がいずれも「自己の法律上の利益に関係のない違法」（行訴法10条1項）であるとの理由から、請求は認められなかった。ここで問題となっている、違法事由の主張制限における「法律上の利益」と、原告適格における「法律上の利益」との関係については、興味深い論点であるが、本稿の主題とは直接関係しないので、本稿では取り上げない。本多滄夫「取消訴訟における原告の主張制限と法律上の利益」芝池義一先生古稀記念論文集『行政法理論の探究』（有斐閣、2016年）513頁以下や、山下竜一「原告適格要件と本案勝訴要件の関係について」行政法25号（2018年）87頁以下等参照。
- (10) 岩淵・前掲注（6）33頁参照。
- (11) 国営空港における航空機の離着陸規制が、「公権力の行使」が絡む《航空行政権》と、「私的施設の所有権」の行使に類する《空港管理権》との「不可分一体的な行使」の結果だから、その離着陸の差止めをもとめる請求については、行政訴訟の方法で争えるかどうかはともかくとして、民事訴訟では争えないとした事例。
- (12) 岩淵・前掲注（6）39頁参照。阿部泰隆「判批」判タ696号（1989年）51頁等も参照。関連して同55頁等も参照。
- (13) 高橋滋「判批」民商109巻2号（1993年）308頁参照。
- (14) 岩淵・前掲注（6）34頁以下参照。高橋利文「判解」最判解説民平成4年度348頁も、新潟空港事件においても、『「航空機騒音による障害の性質等」を考慮したものであることが、判文上、十分窺える。』と論評している。

原告適格と処分性〔高木 英行〕

- (15) 高橋・前掲注(14) 347頁以下参照。
- (16) 大西有二「判批」行政百選Ⅱ第7版(2017年) 337頁等参照。
- (17) なお原告が主張していた、都市計画法33条1項14号、すなわち開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを根拠としては、個別保護利益性が認められなかった。大橋寛明「判解」最判解説民平成9年度150頁等参照。
- (18) 大橋・前掲注(17) 149頁参照。
- (19) 関連して大橋・前掲注(17) 146頁以下参照。
- (20) 大橋・前掲注(17) 147頁以下参照。
- (21) 高橋・前掲注(14) 351頁以下参照。
- (22) がけ崩れ事件において重大性要件が採られていないことが、もんじゅ事件よりも一歩進んだ点との評価もあった。見上崇洋「判批」民商117巻3号(1997年) 452頁以下参照。これに対し山下竜一「判批」平成9年度重判解37頁も参照。
- (23) なお本判決は、根拠規定が、身体の安全等の保護に加え周辺土地の所有権等の財産権までも個別的に保護していないとして、開発区域内に立木を所有している等の原告については、原告適格を認めなかった。この点につき、福井章代「判解」最判解説民平成13年度218頁以下等参照。
- (24) 福井・前掲注(23) 215頁参照。
- (25) 福井・前掲注(23) 218頁参照。
- (26) 「森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律の施行について(昭和49年10月31日49林野企第82号各都道府県知事あて農林事務次官通達)」、「開発行為の許可基準の運用細則について(昭和49年10月31日49林野治第2521号各都道府県知事あて林野庁長官通達)」。
- (27) 福井・前掲注(23) 227頁(注8)参照。
- (28) 福井・前掲注(23) 217頁参照。
- (29) 福井・前掲注(23) 217頁以下参照。関連して同219頁は、「人の生命、身体の安全等は、かけがえのない、公益には容易に吸収解消され難い性質の利益であり、法的な仕組みの下でこれを制限するということは想定しにくいのであって、それ故に周辺住民の原

告適格を肯定する重要な根拠となる」と説明する。

- (30) この点につき見上崇洋「判批」民商125巻2号（2001年）196頁以下等も参照。
- (31) 本判決では、都市計画許可の取消訴訟に係る原告適格についても認められたが、この部分の紹介は割愛する。
- (32) 高世三郎「判解」最判解説民平成14年度56頁。
- (33) 批判として安達和志「判批」法教264号（2002年）133頁参照。
- (34) 高世・前掲注（32）48頁以下参照。
- (35) 高世・前掲注（32）61頁。関連して山本隆司「判批」法教253号（2001年）120頁の、「互換的交換関係」論も参照。
- (36) 村上博「判批」平成14年度重判解35頁等参照。
- (37) 関連して仲野武志「判批」行政百選Ⅱ第7版（2017年）341頁等参照。
- (38) 高世・前掲注（32）63頁以下は、「少なくとも、総合設計許可に係る建築物の外縁からその高さと同程度の距離にある建築物の居住者及び所有者であれば、その生命、健康又は財産に直接の影響を受けるものとして、総合設計許可の取消訴訟につき原告適格を有するものと解して差し支えない」と指摘する。

また同64頁は、東京都総合設計許可要綱実施細目及び同細目の規定による公聴会に関する取扱要領で、当該建築物の敷地境界線からその高さの2倍の水平距離の範囲内に居住する者等を対象とする公聴会開催の定めがあることを挙げた上で、それらは法規ではないものの、原告適格の範囲を考える上で参考になると指摘する。

- (39) 本判決と同じく、総合設計許可の取消訴訟につき周辺住民の原告適格を認めた、最判平成14年3月28日（民集56巻3号613頁）は、本判決と同様の理由でもって、ただし日照阻害を根拠として、原告適格を認めている。高世・前掲注（32）316頁以下等参照。
- (40) 「裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処

原告適格と処分性〔高木 英行〕

分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。〕

- (41) 原告適格をめぐる改正の経緯・趣旨・内容については、本稿各所の脚注で挙げている関係各文献のほか、小早川光郎ほか編『改正行政事件訴訟法』（第一法規、2004年）15頁以下（高橋滋）や、園部逸夫ほか編『改正行政事件訴訟法の理論と実務』（ぎょうせい、2006年）53頁以下（稲葉馨）等参照。
- (42) 鉄道の連続立体交差化に当たり付属街路を設置することを目的とする都市計画事業認可（付属街路事業認可）についても、周辺住民が取消訴訟を提起し、原告適格が否定されることとなったが、この論点については以下本文で扱わない。
- (43) 芝池義一『行政法読本（第4版）』（有斐閣、2016年）313頁は、「都市計画法61条1号から出発し、同法13条（とくに1項柱書）を媒介項にして、公害対策基本法という『関係法令』にたどり着いている」と説明する。
- (44) 行訴法改正時の議論のなかで、都市計画事業認可に関わって、「当該法令と目的を共通にする関係法令」（行訴法9条2項）の例として環境影響評価法が挙げられていた経緯につき、最高裁判所事務総局監修『改正行政事件訴訟法執務資料』（法曹会、2005年）17頁以下等参照。
- (45) 宇賀克也「判批」環境百選3版（2018年）67頁は、本判決において東京都環境影響評価条例を「処分要件に直接関わる法令」ではなく、「処分の根拠法規の趣旨を間接的に推認させるとどまる法令」と理解した上で、本判決が後者の法令をも「当該法令と目的を共通にする関係法令」として広く検討する立場をとったと評価する。また、法律上保護された利益説について、「保護利益の判定」と「保護範囲の確定」の二段階の判断枠組みから分析する、神橋一彦「取消訴訟における原告適格判断の枠組みについて」立教71号（2006年）14頁以下は、本判決における東京都環境影響評価条例の援用が、「保護範囲の確定」の判断との関係を考慮して行われたと指摘する。
- (46) 本判決が「目的を共通にする関係法令」を緩やかに解釈したとの評価につき、森英明「判解」最判解説民平成17年度916頁以下等参照。
- (47) 都市計画法13条1項柱書きや東京都環境影響評価条例からは、「都市計画決定」に当たって環境への影響を考慮すべきことは導き出せるとしても、「都市計画事業認可」に

当たって同様の考慮すべきことは困難ではないかとの問題がある。この問題に関して、桑原勇進「原告適格に関する最高裁判例」ジュリ1310号（2006年）11頁以下は、都市計画決定取消訴訟が提起しえない以上（←同決定には処分性が認められない）、同決定に当たって法律上なされるべき環境への影響の不十分さについては、同決定の後続処分たる都市計画事業認可（←同認可には処分性が認められる）の段階で違法主張の機会が与えられねばならないとの理由から正当化する議論を提示する。

- (48) 森・前掲注（46）919頁参照。
- (49) 新潟空港事件でも、航空機の騒音により「障害」を受ける者に原告適格が認められたわけだが、この「障害」に「健康被害」のみならず「生活環境に係る被害」も含まれるか、判決理由中では明示されていない。宇賀克也「判批」判評574号（2006年）176頁参照。
- (50) 場外車券発売施設設置許可処分（自転車競技法4条2項）につき、当該施設周辺に居住する住民や病院開設者が取消訴訟を提起した。最高裁は、医療施設開設者の原告適格を認めた一方、周辺住民の原告適格は認めなかった。

すなわち、「場外施設が設置、運営された場合に周辺住民等が被る可能性のある被害は、交通、風紀、教育など広い意味での生活環境の悪化であって、その設置、運営により、直ちに周辺住民等の生命、身体の安全や健康が脅かされたり、その財産に著しい被害が生じたりすることまでは想定し難い」とするとともに、「このような生活環境に関する利益は、基本的には公益に属する利益というべきであって、法令に手掛りとなることが明らかな規定がないにもかかわらず、当然に、法が周辺住民等において上記のような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解するのは困難といわざるを得ない。」とした。その上で、設置許可要件として定められている、位置基準（自転車競技法施行規則15条1項1号）や周辺環境調和基準（同4号）は、周辺住民の個別保護利益性を根拠づけるものではないとした。清野正彦「判解」最判解説民平成21年度658頁以下等も参照。

- (51) 村上裕章『行政訴訟の解釈理論』（弘文堂、2019年）164頁以下等参照。
- (52) 「関係地域外の住所地に居住する者」についても個別事情によっては、「著しい被害を直接的に受けるおそれ」が認定される余地があることにつき、森・前掲注（46）924頁

等参照。

- (53) 本判決において、「著しい被害を直接的に受けるおそれ」が緩やかに認定されている旨を指摘する、森・前掲注（46）924頁参照。
- (54) 関連して森・前掲注（46）919頁以下参照。また後掲注（66）も参照。
- (55) 森・前掲注（46）923頁参照。関連して神橋一彦「判批」平成17年度重判解60頁は、東京都環境影響評価条例の規定を通じて、「一種の《専門家鑑定》的な判断」がなされていると解する余地を指摘する。
- (56) 藤田宙靖裁判官補足意見も、根拠規定にこだわらずに、「法律上の利益」の有無を判断する理論的方向性を探っている。同裁判官が提唱する「リスクからの保護義務」論も含め興味深い、仕組み解釈という見地から判例法理を内在的に分析する本稿の趣旨からして、本稿では検討しきれない問題なので、今後の検討課題としたい。
- さしあたり、藤田宙靖『行政法の基礎理論 上巻』（有斐閣、2005年）285頁以下、同『行政法総論』（青林書院、2013年）431頁以下、同『裁判と法律学』（有斐閣、2016年）313頁以下等参照。また、神橋・前掲注（45）22頁以下や、大貫裕之「取消訴訟の原告適格についての備忘録」藤田宙靖博士東北大学退職記念論文集『行政法学の思考様式』（青林書院、2008年）387頁以下等も参照。
- (57) 山本隆司『判例から探究する行政法』（有斐閣、2012年）437頁や、曾和俊文ほか『現代行政法入門（第4版）』（有斐閣、2019年）253頁（曾和俊文）等参照。
- (58) 岩淵・前掲注（6）39頁参照。
- (59) 清水知恵子「判解」最判解説民平成26年度323頁は、「1号要件の基準適合性の審査は、2号要件に示されている周辺地域の生活環境の保全という観点からも行われることを要する」として、両要件が「相互に密接な関係」にあると指摘する。
- (60) 清水・前掲注（59）323頁は、「処分業の許可の要件は、施設の技術上の基準への適合性という点で、施設の設置許可の要件と重なり合っている」と指摘する。
- (61) 本件処分場に関しては、埋立面積からして環境影響評価法が適用されないことにつき、清水・前掲注（59）324頁以下等参照。
- (62) ただし筑紫圭一「判批」新・判例解説 WATCH17号（2015年）315頁は、本判決は新潟空港事件と異なり、関係法令を補足的に参照したに過ぎず、本件は根拠規定自体から保

護の趣旨を導きやすい事案であったという。下山憲治「判批」WATCH16号（2015年）51頁も、本判決では根拠規定のみからでも原告適格を肯定し得たと述べた上、本判決において設置許可をめぐる法制度が持ち出されたのは、環境影響調査報告書の調査対象地域を原告適格の線引きに要素として取り入れるための「前ふり」とする見方を示している。

- (63) 藤原静雄「判批」環境判例百選7版（2018年）109頁は、本件が小田急訴訟同様——あるいはサテライト大阪事件とは異なって——、「健康又は生活環境」に係る事案であったので、最高裁も原告適格を比較的容易に認めたと指摘する。今野智紀「判批」平成26年行判解74頁も参照。
- (64) 清水・前掲注（59）328頁参照。
- (65) 清水・前掲注（59）328頁参照。
- (66) 清水・前掲注（59）336頁以下（注14）参照。原告適格拡大判例においては、「その被害が『直接的な』ものであることを要するという点ではいずれも共通しているが、更に『重大な』又は『著しい』ものであることを要するか否かについては、幾とおりかの例がある。」として、次のように分類して論じている。
- ①生命・身体の安全に係る被害については「直接的な」被害であることは要するものの、「重大な」又は「著しい」被害である必要はない（がけ崩れ事件、林地開発許可事件、総合設計許可事件）。②健康又は生活環境に係る被害については、「直接的」かつ「著しい」被害であることを要する（小田急訴訟）。③原子炉事故による生命・身体の安全に係る被害については、原子炉事故災害の特殊性（放射線による被害が広範囲に及ぶこと）から、「直接的」に加えて、「重大な」被害であることを要する。
- (67) 清水・前掲注（59）336頁（注12）参照。
- (68) 清水・前掲注（59）329頁参照。
- (69) 本文下記二つの論法に関わって、「相補的解釈」が成り立ちうるとの指摘として、大貫裕之「原告適格論」法時77巻3号（2005年）52頁以下等参照。
- (70) 神橋一彦『行政救済法（第二版）』（信山社、2016年）111頁は、この論法につき、「文理解釈を基本としつつも、目的解釈や体系解釈が必要であるとする、法解釈の一般的方法と基本的には変わるところはない」と指摘する一方、こうした方法が原告適格の判断

では原告適格拡大の方向で強調されているとする。

- (71) 塩野宏『行政法Ⅱ（第六版）』（有斐閣、2019年）134頁等参照。
- (72) 大貫・前掲注（69）52頁は、行訴法9条2項の第1、第3考慮事項に関わって、「法体系と処分法規とのあいだでの視線の往復作業が求められている。」と指摘する。
- (73) 関連して高橋滋ほか編『条解行政事件訴訟法（第4版）』（弘文堂、2014年）306頁（定塚誠・澤村智子）等参照。
- (74) 石垣智子「周辺住民等の原告適格をめぐる諸問題」判タ1358号（2012年）38頁等参照。
- (75) 阿部泰隆『行政訴訟要件論』（弘文堂、2003年）54頁等参照。関連して神橋一彦「原告適格論と憲法の視点」立教82号（2011年）264頁以下等も参照。
- (76) 阿部泰隆『行政法再入門（下）（第二版）』（信山社、2016年）115頁参照。
- (77) 「タテ方向」とは言っても、理論上は、下位法令等とは逆の、憲法規定を参照するということも考えられる。斎藤浩『行政訴訟の実務と理論（第2版）』（三省堂、2019年）102頁等参照。
- (78) 阿部・前掲注（75）105頁以下の、「訓詁学的な分析」との批判も参照。
- (79) 7判例にさかのぼる同旨の議論として、泉徳治「取消訴訟の原告適格・訴えの利益」鈴木忠一ほか編『新・実務民事訴訟講座9巻』（日本評論社、1983年）66頁以下や、塩野宏ほか「現代型行政訴訟の検討課題」ジュリ925号（1989年）7頁以下等参照。
- (80) 橋本（2009年）・前掲注（2）104頁以下では、第4考慮事項につき、「違法な行政処分の結果として生じる法的利益への影響について幅広く考慮した上で、そこから逆算して原告の主張する被侵害利益の内容・性質、侵害の態様・程度の点を考慮し、原告適格の範囲について限界線を画するもの」と理解した上で、「具体的な紛争状況を踏まえ、法律の仕組みのみを正当化の手がかりとして立論するという解釈手法を一步踏み越えるという要素がビルトインされている」指摘する。
- (81) 市村陽典ほか「座談会・新行政事件訴訟法の解釈」判タ1147号（2004年）24頁（深山卓也発言）参照。『執務資料』・前掲注（44）24頁以下も参照。
- (82) 小早川光郎編『改正行政事件訴訟法研究』（ジュリ増刊、2005年）71頁（鶴岡稔彦発言）。
- (83) 大橋洋一『行政法Ⅱ（第三版）』（有斐閣、2018年）100頁は、第4考慮事項に係る判

断作業につき、「このような作業を介在させることで、条文を抽象的に操作して終わりとする解釈態度を戒め、具体的な利害状況との緊張関係の中で立法趣旨を探求するよう、裁判所に要請した」との理解を示すとともに、「行政法令の解釈は条文というテキストと利害状況というコンテキストの双方を視野に収めて行うべきものである。」と指摘する。関連して同「行政事件訴訟法制の整備」行政法30号（2019年）121頁以下も参照。

- (84) 生命・身体・健康と比べて、財産権に関しては、それを根拠として原告適格が認められにくい経緯があり、この点に対する批判として、神橋・前掲注（75）239頁以下等参照。
- (85) 岩淵正紀「判批」ひろば59巻5号（2006年）23頁は、「実際には、主張されている利益が生命、身体、財産、日照といった本来個別性のある利益であることから逆に当該処分根拠及び要件を定めた規定に立ち戻って、その中にこれらの利益の保護の趣旨を読み込むという法解釈上の論理操作をしている感が強い。」と指摘する。同27頁も参照。
- (86) 神橋・前掲注（70）122頁以下参照。
- (87) サテライト大阪事件批判の文脈で、山本・前掲注（57）464頁以下や阿部・前掲注（76）113頁以下等参照。
- (88) 亘瑠格「公私機能分担の変容と行政法理論」公法65号（2003年）189頁以下等参照。
- (89) 仲野武志『法治国原理と公法学の課題』（弘文堂、2018年）151頁以下等参照。
- (90) ただし、「法解釈論として原告適格の拡大をもたらすことは難しい」と指摘する、野呂充「原告適格論の再考」法時82巻8号（2010年）17頁も参照。
- (91) こうした「中間的利益」論をめぐる理論動向については興味深いのが、仕組み解釈という見地から内在的に判例法理を分析する本稿の趣旨からして、本稿では検討しきれない問題なので、今後の検討課題としたい。一般的に「特集・公法と私法における集団的・集合的利益論の可能性」民商148巻6号（2013年）1頁以下や、曾和俊文「公益と私益」芝池義一先生古稀記念論文集『行政法理論の探究』（有斐閣、2016年）31頁以下等参照。
- (92) 人見剛「原告適格関する判例動向と学説の課題」判時2308号（2016年）23頁等参照。
- (93) 高橋・前掲注（14）353頁以下のほか、神橋・前掲注（70）122頁や宇賀・前掲注（1）189頁等も参照。

- (94) 振り返れば、新潟空港事件に関わっても、騒音障害に対する補償基準（航空機騒音障害防止法）において定められている、うるささ指数に応じた区域指定が、「飛行場周辺住民の原告適格の有無を区分けするための目安としても十分機能し得る」と指摘されていた。岩淵・前掲注（6）35頁以下参照。
- (95) 例えば小田急訴訟につき、桑原・前掲注（47）17頁は、「事業によって直接被害を受けるか否かは都市計画法独自の立場から判断されるべきであり、条例の関係地域と同一であるとは限らない」、また「条例の関係地域は都知事が定めるが、都知事の判断が正しいとも限らない」、そもそも「関係地域を定める条例が存在しない場合を想定するならば、条例の関係地域に依存しない独自の判断をしなければならないことになる」として疑問を提起する。
- また産廃処分業許可事件につき、北村喜宣「判批」自セ53巻10号69頁（2014年）69頁は、生活環境影響調査の趣旨（処分場設置が生活環境に及ぼす影響の調査）からすると、その対象区域は「著しい被害を直接的に受けるものと想定される区域」ではないとして疑問を提起する。
- (96) 下山・前掲注（62）52頁等参照。
- (97) 行訴法9条のさらなる改正提案につき、阿部・前掲注（76）119頁以下等参照。
- (98) 例えば、高橋滋編『改正行訴法の施行状況の検証』（商事法務、2013年）30頁以下、阿部泰隆ほか編『行政訴訟第2次改革の論点』（信山社、2013年）86頁以下にある、それぞれの座談会の議論内容を参照。
- (99) 拙稿・前掲注（4）50頁参照。
- (100) 『執務資料』・前掲注（44）18頁等参照。
- (101) 阿部・前掲注（75）85頁以下等参照。
- (102) 大貫・前掲注（56）381頁、小澤道一「取消訴訟における周辺住民の原告適格（1）」判時2040号（2009年）6頁、櫻井敬子・橋本博之『行政法（第6版）』（弘文堂、2019年）284頁以下等も参照。
- (103) 拙稿・前掲注（4）51頁以下等参照。
- (104) なお、第4考慮事項のみを手掛りとして、事実上の利益に過ぎないと言われてきた利益であっても、原告適格が肯定される余地があるか否かという論点については、今日

否定説が有力であるように思われる。橋本博之『要説 行政訴訟』（弘文堂、2006年）50頁や神橋・前掲注（70）117頁のほか、『執務資料』・前掲注（44）24頁等も参照。

(105) 大貫・前掲注（56）404頁参照。同旨の大貫・前掲注（69）52頁も参照。

(106) またこの引用部分に続けていwak。第4考慮事項は、第2考慮事項の「『利益の内容及び性質』を解釈する準則に止まりながらも、処分が違法に行われた場合に害される現実的な不利益に着目し、そこから法律上の利益の解釈（処分法令の趣旨解釈）にまで戻ることを可能にしている。」大貫・前掲注（56）404頁参照。

(107) 神橋・前掲注（75）238頁も、行訴法9条2項の第4考慮事項を「一種の逆流解釈」と指摘する指摘（本文先に紹介）について、「かかる指摘は、処分の根拠法規を解釈するにあたって一つの思考実験の過程がありうることを示したものと論評している。関連して神橋一彦「行政救済法における違法性」磯部力ほか編『行政法の新構想Ⅲ』（有斐閣、2008年）255頁以下も参照。

(108) 以下「㊟最判」は、土地区画整理事業計画決定事件（最判平成20年9月10日：民集62巻8号2029頁）、「㊦最判」は、保育所廃止条例事件（最判平成21年11月26日：民集63巻9号2124頁）を指す。

(A) 論証すべき命題：処分性を拡大せねば（＝土地区画整理事業計画決定ないし保育所廃止条例制定行為に処分性を認めねば）、実効的な権利救済・紛争解決とならない。

(B) 仮定として、(A) 命題の否定：「処分性を拡大せねば、実効的な権利救済・紛争解決とならない。」というわけではない。すなわち、処分性を拡大しなくとも、実効的な権利救済・紛争解決となる（と仮定する）。

(C) そうすると、(B) 命題と矛盾する事態の発生：処分性を拡大することなく、後続行政処分（換地処分）を対象として、あるいは、当事者訴訟（公立保育所で保育を受けられる地位の確認訴訟等）を選択して、裁判提起すると、事情判決（行訴法31条）が適用されて原告市民に《泣き寝入り》が生じる（㊟最判）、あるいは、（当事者訴訟の）判決に第三者効がない（行訴法32条）ので被告行政主体側に《後腐れ》が生じる（㊦最判）。こういった事態は、実効的な権利救済・紛争解決ではない。

(D) ゆえに、(A) 命題が妥当である。

(109) ここでは違法処分そのものに由来する被害を念頭に置くことから、違法処分を受け

ての事業者の活動につき、周辺住民が事業者相手に民事差止訴訟などを通じて争う余地については措いている。

(110) 拙稿・前掲注(4) 52頁参照。

(111) 前掲注(1) 参照。

(112) 「形式的行政処分」とは、救済の便宜のために、必要がある場合に行政行為以外の行為にも処分性を拡大し取消訴訟の利用を認めようとする有力説である。代表的な論者として原田・前掲注(1) 386頁以下等参照。関連して拙稿「処分性拡大論に関する一考察」洋法56巻3号(2013年) 1頁以下等参照。

(113) 関連して、司法研修所編『改訂 行政事件訴訟の一般の問題に関する実務的研究』(法曹会、2000年) 89頁以下や、拙稿・前掲注(112) 35頁等参照。

(114) 拙稿「処分性の要件に関する一考察」洋法61巻1号(2017年) 1頁以下等参照。

(115) 例えば労災就学援護費不支給決定事件(最判平成15年9月4日:判時1841号89頁)や、食品衛生法違反通知事件(最判平成16年4月26日:民集58巻4号989頁)等参照。

(116) 原田尚彦『訴えの利益』(弘文堂、1973年) 1頁以下や、亘理・前掲注(3) 213頁以下等参照。

—たかぎ ひでゆき・東洋大学法学部教授—